

令和5年度の事業計画書

令和5年1月1日から令和5年12月31日まで

特定非営利活動法人あきた結いネット

1 事業実施の方針

強化目標1『自信をもってチャレンジする組織に！』

①休眠預金事業にチャレンジし、採択された場合には無料低額宿泊所、生活困窮者自立支援法の就労訓練事業を実施する。

②story cat に商品を納めてくださっている全国のクリエイターを県の枠をこえて繋げるイベントを企画・実施する。

※強化目標1 ①休眠預金事業が採択された場合は令和6年に延期

③職員の企画やアイデアを全力で応援できる組織になる。

強化目標2『チャレンジを支える安定的な基盤強化』

①各部門の収益目標を確実に達成する。

②コンプライアンスに基づいた事業運営を継続する。

③キャリアアップ評価の在り方を検討し、職員をエンパワメントできる枠組みとする。

強化目標3『次の10年を考える』

①2014年に行った地域ニーズ調査の2023年版を実施し、調査内容を評価・分析する。分析結果は2024年からの事業計画に反映する。

※強化目標1 ①休眠預金事業が採択された場合は令和6年に延期

②職員の待遇、福利厚生改善。年間給与・賞与額の合計が2022年比10%増を目指す。

③継続事業の見直しを実施し、あきた結いネットだから取り組むべきことを明確にする。

2 事業の実施に関する事項
 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)	
①生活基礎支援事業	・地域から、食料、衣類、日用品、消耗品等の寄付を募る。 ・回収した物資を無償で生活困窮者等に分配する。	(A)基本的には随時受け付けの体制とする。 (B)秋田市内等主たる場所として本部事務所 (C)ボランティアを含め20人	(D)不用品を寄付したい、事業に役立ててもらいたいと考える地域住民。 (E)100人	0	
	トータルライフ支援事業「結いの手」 (1)身元保証事業	(A)随時 (B)秋田市内 (C)3人(兼務含む)	(D)身寄りのない方、頼れる親族のいない方 (E)30人	1,000	
	トータルライフ支援事業「結いの手」 (2)財産管理委任事業	(A)随時 (B)秋田市内 (C)3人(兼務含む)	(D)金銭管理が困難な状況にある方 (E)20人	—	
②住居確保に関する事業	相談支援付き住宅の運営	(A)随時 (B)相談支援付き住宅秋田市内に4人分 (C)3人(兼務含む)	(D)住宅に困窮している者。 (E)延べ30人	500	
	法務省から自立準備ホームの受託。	(A)昨年度から継続 (B)住居確保に関する事業での空室を利用 (C)3人(兼務含む)	(D)犯罪等が理由で行き場のない者 (E)年間5人	500	
	シェアハウス(共同生活住居)の運営	(A)随時 (B)秋田市内に5人分 (C)3人(兼務含む)	(D)共同生活を希望する者 (E)5人	1,600	
	サブリース住居の運営	(A)随時 (B)秋田市内に3人分 (C)3人(兼務含む)	(D)住宅に困窮している者 (E)3人	1,200	
	無料低額宿泊所開設準備 ※休眠預金事業採択の場合に実施				
	虐待ケース等(DV含む)の一時的避難場所の確保。	(A)随時対応 (B)住居確保に関する事業での空室を利用。 (C)3人(兼務含む)	(D)行き先、施設等の入所先が見つからず緊急保護の必要性がある者。 (E)5人	0	
③高齢者福祉サービス事業	実施予定なし				

④障害者福祉サービス事業	グループホームの運営	(A)随時 (B)GH 結い花 (5人) サテライト (2人) (C)管理者1名 サービス管理責任者1名 世話人4名	(D)グループホームの利用を希望する障がい者 (E)7人	13,000
	就労継続支援 B 型 story cat	(A)事業所開所日 (B)秋田市南通 (C)管理者兼サービス管理責任者1名、他4名	(D)福祉的就労を希望する障がい者 (E)20名	20,000
	就労移行支援事業所 story cat	令和5年1月末事業廃止		
⑤就労支援事業	スーツの無料レンタル	(A)事業所開所時 (B)story cat (C)story cat 職員	(D)面接等でスーツが必要な地域住民 (E)10人	0
	生活困窮者就労訓練事業 開設準備 ※休眠預金事業採択の場合に実施			
⑥余暇支援事業	各種事業利用者の食事会 や交流会	(A)年2～3回 (B)－ (C)10人 (ボランティア含む)	(D)当法人の事業利用者 (E)50人	50
	寄付品食堂 (手作り弁当、菓子のお届け)	(A)年2～3回 (B)－ (C)10人 (ボランティア含む)	(D)当法人の事業利用者他 (E)50人	50
⑦相談支援事業	相談者、入居者、利用者等の相談受付、各種手続きの同行。 委任状に基づいた各種手続きの代行等。	(A)随時 (B)本部事務所 (C)3人 (兼務含む)	(D)当法人が対象とする全ての地域住民 (E)不特定多数	500
	住宅確保要配慮者居住支援法人の運営	(A)随時 (B)本部事務所 (C)5人 (兼務含む)	(D)住居に困っている地域住民 (E)不特定多数	4,000
⑧その他、第3条の目的を達成するために必要と思われる事業	休眠預金事業 コロナ禍の住宅困窮者支援事業2 ※事業用不動産を取得後、改修工事を実施。工事の進捗によって無料低額宿泊所、生活困窮者就労訓練事業を年度内に開始できる可能性あり。	(A)令和5年3月～改修工事開始 (B)秋田市桜 (C)2人	(D)住居に困っている就労意欲のある者 (E)住居対象者7名 就労対象者10人	100,000